

循

環



No.77

2021.1

冬号



「未来のためにできること」

長井市立
長井小学校 6年
左右田 心さん

「Save the nature」

川西町立
川西中学校 2年
清野 誉さん



※この作品は置賜地区不法投棄防止対策協議会主催の「令和2年度廃棄物適正処理・3R推進ポスターコンクール」で最優秀賞に輝いた2作品です。



一般社団法人

山形県産業資源循環協会



HARRIER

またひとつ、
世界を新しく。

たくましく、
よりエレガントに。
大人であるあなたの
感性に、もっと強く
訴えかけるために。
すべてのハリアーは、
あなたとつくる物語を
待っている。

YARIS CROSS

やりたいこと、
全部やろう。

いつものあれこれを
軽やかにアップデートする。
いつか
始めてみたかったことに、
いますぐアクセスする。
やりたいことで
いっぱいの日々は、
どこまでも自由だ。



CROWN

進化し続ける
フラッグシップ。

高級車ではあるけれど、
贅沢ではない。
美しくあるけれど、
華美ではない。
いつの時代も
TOYOTA最新の
技術と性能を搭載し、
クルマの今を
牽引し続ける一台。



循環



No.77

2021.1
冬号

CONTENTS

新年のあいさつ

新年のごあいさつ	一般社団法人山形県産業資源循環協会	会長	黒澤	利宏	...	2
新年のごあいさつ	山形県環境エネルギー	部長	杉澤	栄一	...	3
新年のごあいさつ	山形市長		佐藤	孝弘	...	4
令和3年 年頭所感	公益社団法人全国産業資源循環連合会	会長	永井	良一	...	5

特集

新型コロナウイルスの感染予防と対策について	6
-----------------------------	---

できごと

支部長会議の開催について	28
令和2年度山形県循環型産業トップセミナーの開催について	29
令和2年度行政懇談会の開催について	30
令和2年度産業廃棄物排出事業者研修会の開催について	31
令和2年やまがたオンライン環境展の開催について	32

行政だより

山形県からのお知らせ	35
山形市からのお知らせ	36

総合支庁だより

村山総合支庁環境課	38
最上総合支庁環境課	39
置賜総合支庁環境課	41
庄内総合支庁環境課	42

支部だより

村山支部 事業実施状況	46
最上支部 事業実施状況	47
置賜支部 事業実施状況	49
庄内支部 事業実施状況	50

青年部会だより

新入部会員の紹介	51
----------------	----

事務局だより

暫定講習会の開催について	52
ホームページ掲載状況	54
編集後記	56
安全衛生教育促進運動について	57



新年のごあいさつ

一般社団法人山形県産業資源循環協会

会長 黒澤利宏

新年明けましておめでとうございます。

会員並びに関係機関、関係団体の皆様方におかれましては、恙なく新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、7月末の豪雨災害と現在も続く新型コロナウイルスに大きく揺れた一年でございました。

まず、「令和2年7月豪雨」ですが、梅雨前線が長く本州付近に停滞していたところに、暖かく湿った空気が大量に流れ込んだ影響で、山形県内では7月28日を中心に記録的な大雨となり、村山、最上地方を中心に県内各地で土砂災害や河川の氾濫が多発しました。

幸いにも亡くなられた方はおりませんでした。最上川中流域の村山市、河北町、大石田町等では多くの家屋が浸水し、数千トン規模の災害廃棄物が発生いたしました。

当協会としましても、災害廃棄物処理協定に基づく県の要請を受けて、特に被害の大きかった北村山地方における会員企業の体制や災害廃棄物の受入可能数量についての実態調査を行い、被災市町の迅速な復旧に向けた取組みへの支援を行ったところであります。

次に新型コロナウイルス感染症につきましては、皆様ご案内のとおり社会経済活動や日常生活のあらゆる面において甚大な影響を及ぼしており、当協会が関係する事業につきましても、ほとんどのものが中止や延期、内容の変更などを余儀なくされることとなりました。

この状況は年が変わっても当面続くものと見込まれるため、「新しい生活様式の実践」や「感染拡大予防ガイドライン」に基づく対策を徹底しながら、エッセンシャルワーカーとしての社会的要請に答えていかなければならないとの思いを改めて強くしたところです。

さて、当協会は「社団法人山形県産業廃棄物協会」として平成4年4月に設立され、産業廃棄物の適正処理や再生利用の推進に貢献してまいりました。

その間、廃棄物処理法の数次にわたる改正や循環型社会形成推進基本法をはじめとする各種リサイクル法の制定、公益法人制度改革などが行われ、業界を取り巻く環境は大きな変化を遂げております。

私どもといたしましては、激変する社会経済情勢に対応するため常にアンテナを高く掲げ、正確な情報の収集と分析に努めながら令和の新時代を乗り切っていかなければならないとの思いを改めて強くしたところでございます。

最後になりますが、本年が皆様にとって良い年になりますことをご祈念するとともに、協会への変わらぬご理解、ご支援をお願い申し上げまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

新年のごあいさつ

山形県環境エネルギー

部長 杉 澤 栄 一

新年あけましておめでとうございます。

一般社団法人山形県産業資源循環協会並びに会員の皆様におかれましては、健やかに新しい年をお迎えのことと、心からお慶び申し上げます。

ちょうど一年前から全国的に流行し始めた新型コロナウイルス感染症については、様々な対策が取られているにも関わらず影響が長期間に及んでおり、不安を残したままでの年越しになったのではないのでしょうか。

そのような中でも、廃棄物処理や資源循環の分野で、住民の日々の生活や事業活動を支えている貴協会におかれましては、感染防止対策を取りながら事業継続に努めていただいておりますことに、改めて深く感謝申し上げます。

また、昨年7月の豪雨により最上川が氾濫し、県内の多くの自治体が被災した際は、貴協会員からも災害廃棄物の処理に関し迅速かつ多大なる御協力をいただき、重ねてお礼申し上げます。現在は、災害廃棄物の処理もほぼ終了しており、被災された住民の方々も生活再建に向け御尽力されていることと思います。いつ起こるともわからない災害については、平時の備えが非常に重要です。今後とも御理解と御協力をよろしくお願い致します。

さて、現在、県では、新たな循環型社会形成推進計画の策定作業を進めており、今年度末の取りまとめを目指しております。従来の廃棄物処理対策のほか、食品ロス対策と海岸漂着物対策を包含した計画とすることとしており、来年度からは、新しい計画の下、廃棄物の発生抑制、適正処理、資源の循環を幅広く推進してまいりますので、貴協会からも引き続き御協力いただきますようお願い申し上げます。

結びに、令和3年は、新型コロナウイルス感染症が克服され、再び、人の交流や経済活動が活性化し、明るい話題にあふれる年になることを期待するとともに、貴協会の益々の御発展と会員の皆様の御健勝を祈念申し上げ、新年の挨拶といたします。



新年のごあいさつ

山形市長 佐藤 孝弘

新年明けましておめでとうございます。

一般社団法人山形県産業資源循環協会の皆様方におかれましては、健やかに新年をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症が収束の兆しを見せない中、貴協会の皆様には、感染性廃棄物をはじめとする廃棄物の適正かつ継続的な処理を通して、生活環境の保全と公衆衛生の向上にご尽力いただいておりますことに、深甚なる感謝を申し上げます。

山形市といたしましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止と経済活動両立に向け、市民の皆様暮らしや地域経済を守るための各種支援策に取り組むとともに、「感染症に強いまちづくり」を推進するため、昨年度策定した「山形市発展計画2025」の見直しを進めております。

また、近年は、全国各地で台風や局地的な豪雨などの自然災害が頻発し、その際に発生する災害廃棄物の処理が全国的な課題となっております。本市では、「山形市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理することで、市民の良好な生活環境の確保と公衆衛生上の支障の防止に努めてまいります。

こうしたまちづくりを着実に推進するためには、産業廃棄物の安全で適正な処理と再生利用を推進し、生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与しておられる貴協会との連携が不可欠であり、今後ますます重要になるものと考えておりますので、より一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、一般社団法人山形県産業資源循環協会のますますのご発展と、今年一年が皆様にとりまして希望に満ちた明るい年になりますよう祈念申し上げ、新年のご挨拶といたします。



令和3年 年頭所感

公益社団法人全国産業資源循環連合会

会長 永井良一

一般社団法人山形県産業資源循環協会の皆様、明けましておめでとうございます。旧年中は、当連合会の諸事業に対し、皆様の多大なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年、新型コロナウイルス感染症が世界中で問題となった一年でありました。我が国では、昨年1月中旬に初めて感染者が確認されて以降、国内の感染者が増加し、3月に東京オリンピック・パラリンピックの延期が決定、4月から5月にかけて全国に緊急事態宣言が発令されるに至りました。その後、5月下旬に緊急事態宣言が解除、7月からは「Go Toトラベル」のキャンペーン等が開始されたことにより、低迷していた景気が回復基調を示し始めた矢先、11月に入り感染者が急増するというめまぐるしさでした。

産業廃棄物処理業では、特に感染性産業廃棄物を取扱う事業者においては、新型コロナウイルス感染症に最大限の注意を払わなければなりません。また、この問題が長期化すればするほど、業界全体への経済的な悪影響も懸念されるところであります。本年もこのような状況が相当期間続くことが予想されることから、今後の状況を注視していく必要があると考えております。

さて、産業廃棄物処理業界は、安心・安全な産業廃棄物処理の確保に加え、近年は循環型社会や低炭素社会の実現に向けた資源循環の取組が強く求められるようになっていきます。本業界がこの社会的な要請に応えるためには、適正処理を確保することのみならず、廃棄物から資源・エネルギーをつくり出す産業への展開を加速することが必要です。

昨年12月には、廃棄物処理法が制定され産業廃棄物処理業が誕生して50年の節目を迎えました。本年は、これからの新たな半世紀を見据え、資源循環を牽引する本業界の健全な発展を図るため、連合会が提唱している「産業資源の循環的な利用を促進するための産業廃棄物処理産業の振興に関する法律案」の制定に向け、連合会政治連盟と連携し、この振興法制定の活動を一段と進めて参ります。

また、資源循環の事業を展開していくには、その事業に従事する人材の育成・確保が大切です。当連合会は、産業廃棄物処理業務に従事する者のレベルアップを図るため「業務主任者資格」の試行試験等を行い、同資格制度の創設を目指します。このほか、本業界への技能実習生の受入体制の整備や労働災害防止体制の強化などに取り組んでいきます。

貴協会におかれましては、業界発展のための歩みを連合会と一致団結して進めていただきますようお願い申し上げます。皆様の尚一層のご指導ご鞭撻を頂戴できれば幸に存じます。

本年が皆様にとりまして、健やかな一年となりますようお祈り致しまして、新年の挨拶とさせていただきます。

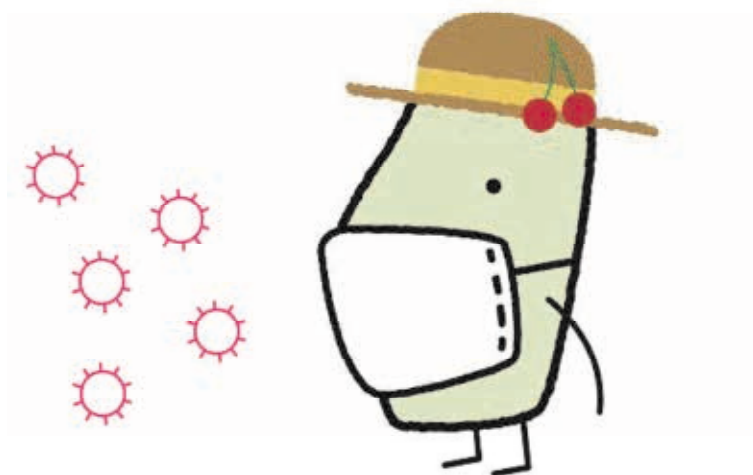


特

集



新型^{しんがた}コロナウイルス^{よぼう}予防^{てび}の手引き



ただ^{ただ} ちしき^{ちしき} み^み につけて、たいさく^{たいさく} じっせん^{じっせん} しましょう！
正しい知識を身につけて、対策を実践しましょう！

げんじてん^{げんじてん} ただ^{ただ} じょうほう^{じょうほう} かくにん^{かくにん} へんしゅう^{へんしゅう} してありますが、こんごあたり^{こんごあたり} じょうほう^{じょうほう} が出
る場合^{ばあい} もあります。さいしんじょうほう^{さいしんじょうほう} をかくにん^{かくにん} ください。
現時点での正しい情報を確認して編集していますが、今後新しい情報が出る場合もあります。最新情報をご確認ください。

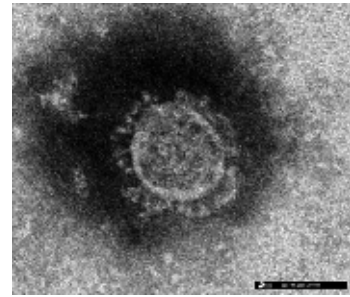
制作：山形県

新型^{しんがた}コロナウイルス^しについて知ろう

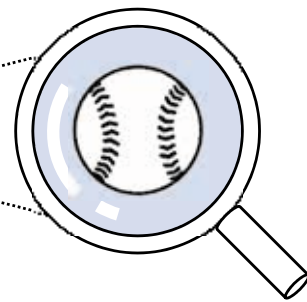
ウイルスとは？

ウイルスは、とても小さく、1ミリメートルの10,000分の1くらいの大きさです。自分^{じぶん}だけでは生きてい^いけず、生き物^{いもの}の細胞^{さいぼう}の中^{なか}に入り込んで増^ふえます。私^{わたし}たちとウイルスとは長^{なが}いつきあいで、人^{ひと}とウイルスはお互^{たが}いに深^{ふか}く関^{かかわ}わりあいな^くがら暮^くらしてきました。

よくみられる風邪^{かぜ}症^{しょう}状^{じょう}を引き起^ひこすウイルスの一つ^{ひと}として「コロナウイルス」があります。新型^{しんがた}コロナウイルスもその仲^{なか}間^まです。



新型^{しんがた}コロナウイルス
写真^{しゃしん}：国立^{こくりつかんせんしょうけんきゅうじょ}感染症^{おお}研究所



もし、ヒト^{あたま}の頭^{おほ}の大き^{やまがたけん}さが山形^{しんがた}県^{おほ}くらいなら、新型^{しんがた}コロナウイルスの大き^{おほ}さは野^{やまぎゅう}球^{きゅう}のボ^ぼール^るくらい。

感染するとどんな症状が出るの？

新型コロナウイルスに感染しても何も症状がでないこともあります。基本は「風邪」の症状です。
匂いがわからない（嗅覚障害）・味がわからない（味覚障害）といった症状が出る場合もあります。

よくある症状



こんな症状もあるかも？



治療法は？ 症状は重いのか？

決定的な治療法がない

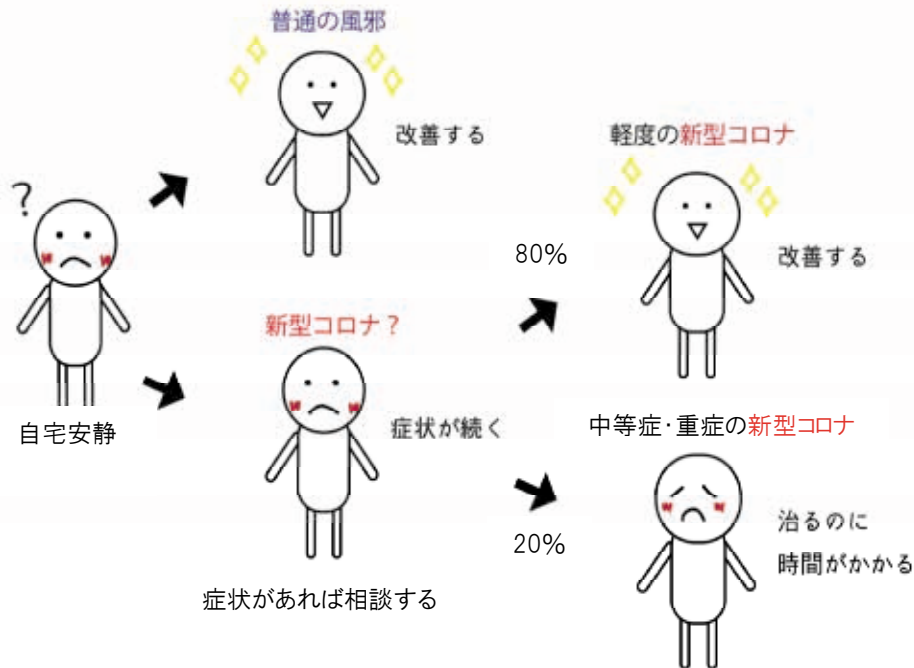
新しいウイルスなので、わからないことも多く、ワクチンや効果の高い薬はまだないため、症状にあわせた治療が行われています。一方、多くの方は自分の免疫（ウイルスなどから体を守るしくみ）だけで治せる病気でもあります。

悪化する割合が普通の風邪より高い

感染しても80%の方は無症状か軽い症状です。しかし、約10%の方は重い肺炎になることがあり、3~5%の方は命にかかわる悪い状態になります。普通の風邪より、悪化する割合が高いのが特徴です。悪い状態になっても特效薬がないため、治療が限られているのが怖いところです。

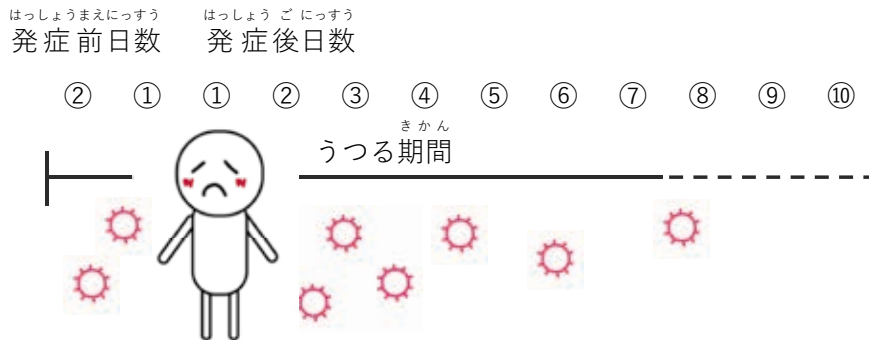
重症になりやすいのは、高齢者、喫煙者と、糖尿病、心不全、慢性呼吸器疾患（気管や肺などの病気）、高血圧、がんなどの病気を持つ人です。

新型コロナウイルス感染症の死亡率は、正確には分かっていませんが、日本国内の死者数は2020年8月30日現在で1,264人です。ただし、毎年流行するインフルエンザが直接の原因で亡くなる人は、2018年で3,323人なのでインフルエンザにも、同じように注意が必要です。



新型コロナウイルスはどこから感染するの？

ウイルスは粘膜の細胞にくっついて体の中に入ります。最初に感染する粘膜は体の表面に近いところにある、鼻、口（のど）、結膜（目）の粘膜です。新型コロナウイルスにかかった人からうつる時期は、症状が出る2日前から、症状が出てから7～10日後くらいまでです。



なぜ広がってしまうの？

新型コロナウイルスに感染しても、症状の重い軽いにかかわらず、約8割の人は、他の人に感染させていないようです。一方、人が密集する場所や、換気が悪い場所など、感染が広がりやすい条件がそろえると、一人から何人にもうつることがあります。

新型コロナウイルスの騒ぎの前、わたしたちは「少しの風邪くらいなら大丈夫だよね」と考えていたと思います。症状がなかったり、軽い風邪の人がいろいろな人と接触することで、新型コロナウイルスはどんどん広がっていったと考えられています。

ですから、国や県をあげて「人との接触を減らす」ということが感染拡大を食い止める一番の作戦になるわけです。

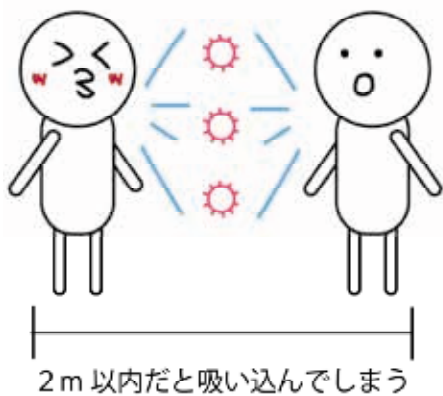
緊急事態宣言とみなさんの協力のおかげで、山形県内の新型コロナウイルス感染症は、いったん収束しました。

しかし、2回目の大きな感染の波がいつ来るか誰もわかりません。1回目乗り越えたわたしたちにできることは、第2波に備えて準備をしておくことです。

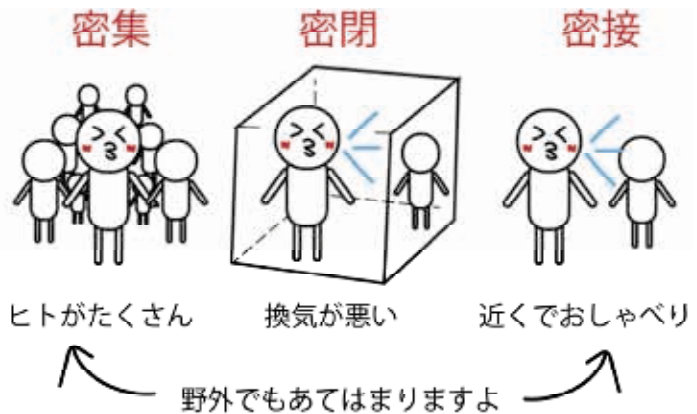
なぜ感染してしまうの？

ウイルスは、飛沫（しぶき）に乗って移動します。飛沫は咳、くしゃみ、大声から発生します。また、嘔吐物（吐いたもの）や便（うんち）が飛び散った時にも発生することがあります。（おしりを洗った水からも！）
感染している人から出た飛沫はどうやって人に入るのでしょうか？

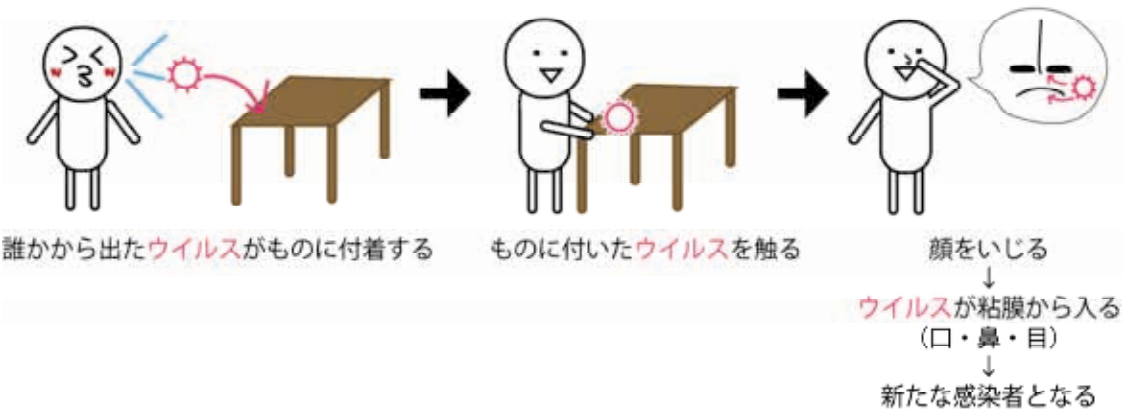
直接吸い込む



吸い込みやすい状況は



手を経由して、粘膜から入る



空中に浮いている飛沫には換気が有効です。物に付着した飛沫には拭き取りが有効です。

インフルエンザは症状が出た人の飛沫などからうつりますが、やっかいなことに、新型コロナウイルスは、かかった人の症状が出る前から飛沫を通してうつてしまいます。これを防ぐためには鼻や口から飛沫を出すのを防ぐマスクが有効です。

不安と差別

新型コロナウイルスは別の問題も抱えています。「未知の感染症」のほかに、「不安」と「差別」という問題です。



対策



わたしたちが戦う相手はウイルスです。人ではありません。不安になったり、心配になったりすることは皆さん普通にあると思います。でも、誰かを責めたり差別したりしたからといって解決するわけではありません。

新型コロナウイルス感染症は、ほぼ世界中に広がり、大きな影響を与えています。感染症は誰でもかかる可能性があります。誰かが悪いわけでも、誰かのせいでもありません。乗り切るために必要なのは、お互いに優しさを持ちながら、思いやりの輪を広げ、支え合うことです。

—— ステップ 2 ——

ひとりひとり

わたしたち一人一人ができること

あたら せいかつようしき 新しい生活様式

むずか 難しいことも、できないこともあります。みな ひとりひとり、皆さん一人一人、「できること」を「できるだけ」やってみましょう！

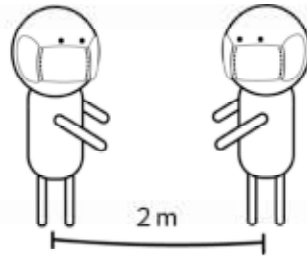
1 | もらわない



石けん手洗いが最強！



アルコールも有効



電話・メール・SNSで
心は近距離を保とう！

3密を避ける



密集



密閉



密接



部屋の換気を徹底する！



首から上を触らない！

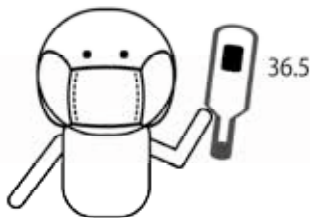
2 | うつさない



必要時にはマスクをつける
(ばらまき防止)



激しい呼吸に注意!!
(運動・歌・大声などで
より遠くまでウイルスが移動)



毎日検温・体調チェック
(あやしい時は休む+相談)



咳やくしゃみは
腕でふさぐ

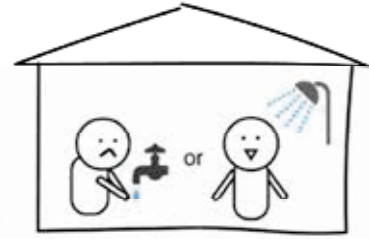


ハンカチやティッシュも◎

3 | もちこまない

家に帰ったら、まず手や顔を洗う。

人混みに行った後は、できるだけすぐにシャワーを浴びる。



帰ったらまずは
手洗いかシャワー

4 | あなた自身の健康維持に気をつける



日光浴でビタミンD!

1日15分くらい
日光を浴びましょう!



情報と距離をおく
1日1~2回に留める



気分が落ちたり
不安な気持ち



つらい時は
誰かに伝えましょう



筋トレ



ストレッチ

体を動かしましょう! (ジョギング・ダンス・散歩など)



禁煙に取り組む

8 | ステップ2 わたしたち一人一人ができること

5 | ^{えな}備える



マスク



石けん



可能なら
使い捨て手袋や
クロス、除菌シートも



手指消毒

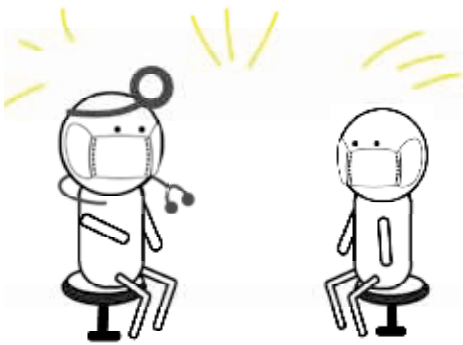


漂白剤



体温計

備蓄を用意する



かかりつけを決める
(医院・薬局・歯科)



打てるワクチンは接種する
(インフルエンザや肺炎球菌、
お子さんの定期予防接種など)



日頃から家族・友人と
つながりを持つ



歯をきれいに



運動に取り組む



減酒・禁煙

健康な身体を目指す

家庭や職場でできること

手洗いをこまめにする

出入りをする時には、こまめに手洗い・アルコール消毒しましょう！



飛沫を吸わない

可能な範囲でやってみましょう

- ・お互いの距離を確保する
- ・こまめに換気する
- ・距離の確保や換気ができない時はマスクを着用する
- ・お互いに咳エチケットを守る

清潔にする

1日1回以上、こまめにウイルスの付いていそうな場所を拭き取りましょう！

皆さんの家庭・職場ではどんなところをよく触りますか？

- ・みんなが使う場所：リビング、冷蔵庫、受付カウンター、コピー機
- ・よく触る所：ドアノブ、電気のスイッチ、パソコン、イスの手すり、リモコン
- ・唾液のつきやすい所：食器、シンクの周辺、洗面所

p 20-21 「身のまわりを清潔にしましょう」も参考にしてください。

あやしい時は休む

何よりも体調があやしければ休むことが最優先です！

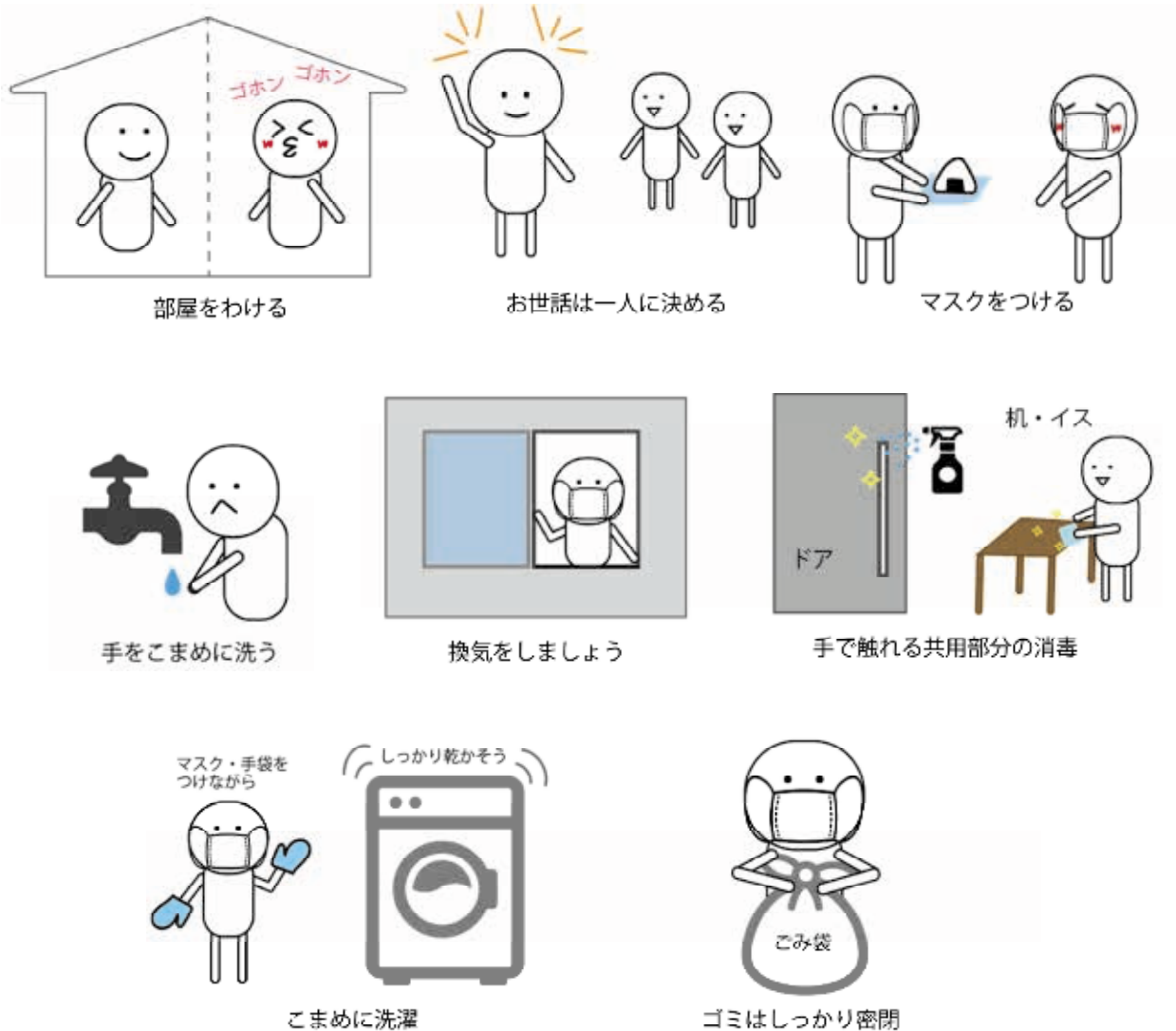
あなたがいないと回らない家事・仕事があっても周囲にウイルスを広げてしまう方が被害は大きくなります。

そのためにも

- ・休んだ時の扱いはどうなるのか？
- ・給料は保証されるのか？
- ・休む時はどこに連絡するのか？

きちんとみんなで共有しましょう。

家族が風邪などにかかった時のポイント



ステップ3 家庭や職場でできること | 11

—— ステップ 4 ——

とうこう しゅっきん めやす
登校・出勤の目安

かぜ やす
風邪をひいたら休もう

新型ウイルスが感染させやすい時期は発症前後と言われています。
症状が出る2日前から症状が出た後7～10日目くらいまで感染力があり、
それ以降は感染力はとても小さくなります。

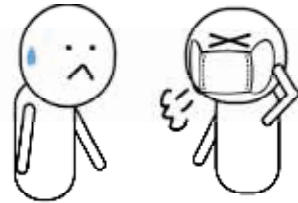
そのため、**風邪をひいたらすぐ自宅で休む**ことが最も重要です。

①



そんなこと言っても
休んでなんかいられないよ

②



わたしが休んだら
悲しむ人・困る人がいるんです

③



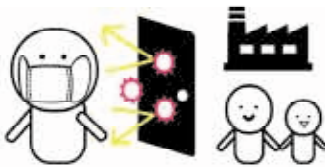
それだけ大切にしたい
人やものがあることは
素晴らしいのです

④



けれど、あなたの「風邪」を大切な人にうつしたりして、大切な人やものを守れなくなるかも

⑤



大切な人やものを守るために
風邪を広げないようにしよう

⑥



元気になったら誰かが風邪をひいた時
「休んでいいよ」と言ってあげてください

しごと かじ がっこう おも
仕事も家事も学校もあると思います。

しかし、感染が拡大した背景には「ちょっとの風邪くらい大丈夫」という、わたしたちの甘い行動がありました。ちょっとした風邪でも休める環境・雰囲気・文化をつくっていきましょう。

たいちょう ふあん そうだん
体調や不安なことを相談したいときは



のうこうせつしょくしゃ やす
濃厚接触者も休もう

のうこうせつしょくしゃ かんじゃ ちか かんせん しんばい
 濃厚接触者とは患者の近くにいた、感染が心配され
 ひと のうこうせつしょくしゃ じたくたいき ひつよう
 る人です。濃厚接触者は自宅待機が必要です。



社員の家族が濃厚接触者になったら？

Question 質問

社員の家族が濃厚接触者と判断されました。
社員は無症状ですが、出勤させてよいのでしょうか？

Answer 答え

家族（同居者）が濃厚接触者と判断されただけでは、社員本人を自宅待機にする必要はありません。ただし、その社員の家庭内ではマスクの着用や手指衛生の徹底など、感染防止対策が必要です。また、社員は自分の体調に注意を払い、体調不良を自覚する場合は出勤を控え、保健所に連絡してください。

※ 家族が学校に通っている場合は、登校の可否について保健所に確認・相談していただくとともに、その結果について速やかに学校に連絡するようお願いいたします（県内で感染が拡大している場合は、自宅待機となる場合があります）。

陰性証明・治癒証明について

「コロナじゃないって検査してもらってこい」と言われた

「検査を受け、陰性と言われて安心したい」

お気持ちは大変よくわかります。

残念ながら、新型コロナウイルスのPCR検査は陰性だったから新型コロナウイルスに感染していないとは言いきれない検査です。（陽性はほぼまちがいないが、陰性の30%は外れている可能性がある）

どの病院・診療所でも「新型コロナウイルス感染症ではない」と保証することはできません。そのため、検査は医師の診断で感染が疑われたときに行う方針となっています。

現時点では、渡航に必要な検査証明を除き、陰性証明・治癒証明を発行することはできないので、職場から証明書を要求しないよう、ご理解をお願いいたします。

参考資料)

新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領：国立感染症研究所 感染症疫学センター 新型コロナウイルス情報 一企業と個人に求められる対策一：日本渡航医学会 産業保健委員会・日本産業衛生学会 海外勤務健康管理研究会

(参考)

環境省

「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」

(令和2年9月) 抜粋

廃棄物の処理等における留意点

廃棄物の収集、運搬、処分及びリサイクル並びにそれらの廃棄物処理に係る施設や設備等の維持管理・点検などにおける感染防止策として具体例を示します。

廃棄物処理業者等における感染防止策例

〈作業前〉

- 朝礼や着替えの時等に他の人と十分な距離を取ることや、こまめに更衣室の窓やドアを開け換気するなど、3つの密を避ける
- 手袋、マスク、ゴーグル、その他の個人防護具の適切な着用
- 肌の露出の少ない作業着(長袖・長ズボン)の着用

〈作業中〉

- 素手で廃棄物に触らない、手袋の脱着時に素手で手袋の外面や顔に触れない
- 選別ライン等での対面での作業を避ける
- こまめに手洗いや手指消毒等をする
- 作業車の窓を解放し、換気する
- 休憩時は、屋内・車内の場合は窓を開け、換気をするとともに、他の人と十分な距離を取り、マスクなしでの近距離での会話等は控える
- 産業廃棄物処理業者においては、電子マニフェストの使用等により、紙マニフェスト等の書類の受渡しや荷物の積卸しの際の人の直接的な接触の機会をできるだけ減らす

〈作業後〉

- 運搬車両や施設等で手や防護服等が触れた箇所の清掃及び0.05%次亜塩素酸ナトリウムや70%濃度のアルコールを用いた消毒の実施
- 作業車については、運転席やハンドル、シート、ドアノブ、手すり、操作ボタン等を重点的に消毒
- 使用した手袋・ゴーグルをしっかりと消毒・洗浄
- スマートフォン、タブレット等の消毒
- 作業終了後の手洗いの徹底
- 作業着を脱いだり防護具を外したりするときは、外面に触れないよう裏返しながらい、脱いだ作業着は洗濯する
- 着替え・シャワー等の際には、他の人と十分な距離を取る

〈その他〉

- ローターション(例えば二交代制)を組むなど、可能な範囲で作業員の同時感染を防ぐ工夫をする

廃棄物処理における新型コロナウイルス対策について

感染性廃棄物を取り扱う事業者の講じるべき具体的な対策

(1) 医療関係機関等から排出される感染性廃棄物を取り扱う場合

- 「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」(平成30年3月)に基づき処理をする。
- 「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」(平成21年3月)において示されている内容に準拠し処理する。
- 特に従事者の安全確保及び適正かつ迅速な処理をおこなうため「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物マニュアル」(平成30年3月)の「1.5 国際的に脅威となる感染症について」を参考に、同マニュアルの「4.2 梱包」、「4.4 施設内における保管」、「4.5 表示」、「5.1 委託契約」の内容について徹底するよう、医療関係機関等に改めて求め、適切な方法をあらかじめ協議し定める。その際、次に示す事項に留意する。

感染性廃棄物処理マニュアルの関係する記載及び留意事項について

感染性廃棄物処理マニュアル 該当箇所	留意事項
4.2 梱包 感染性廃棄物は、容器に入れた後密閉する。	飛散・流出を防止し、安全・確実・迅速な処理を実施できるような方法を事前に排出事業者と協議し、確認しておく。 ・鋭利な物はプラスチック製で耐貫通性のある堅牢な容器を使用する。 ・密閉できる容器であっても、容量以上の廃棄物を無理に上から押して詰め込む等により、運搬途中で蓋が外れることがある。容量に見合った量を入れ、蓋が外れない状態(密閉状態)が保たれるように梱包して排出する。 など。
4.4 施設内における保管 感染性廃棄物は他の廃棄物と区別して保管しなければならない。	優先的に焼却処理などを行う必要があり、そのために収集運搬の時点から他の廃棄物と区別して取り扱う必要がある場合には、排出事業者と事前に協議し、合理的かつ実行可能な範囲内でその旨を定めておく。 ・感染性廃棄物(新型コロナウイルスに係る感染性廃棄物を含む)は、感染性廃棄物以外の他の廃棄物と区別して保管する。
4.5 表示 感染性廃棄物を収納した容器には、感染性廃棄物である旨及び取り扱う際に注意すべき事項を表示するものとする。	・感染性廃棄物(新型コロナウイルスに係る感染性廃棄物を含む)であることが当該廃棄物を取り扱う感染性廃棄物処理業者に分かるよう目安となるマーク等を表示する。 など

<p>5.1 委託契約</p> <p>適正な処理のために必要な次に掲げる事項に関する情報</p> <p>エ その他感染性廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項</p>	<p>安全・確実・迅速に取り扱うため、また中間処理施設において優先的に焼却処理などをするために、必要な情報については、排出事業者と事前に協議し「廃棄物情報の提供に関するガイドライン(環境省)」を用いて伝達する。</p> <p>「感染性廃棄物版データシート」(連合会提案)も参考とする</p> <p>https://www.zensanpairen.or.jp/disposal/standards/</p>
---	--

- 感染性廃棄物を収納した容器は、必要に応じて、例えば「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き」(平成30年12月27日)に準じて当該容器外袋表面を清拭消毒して患者環境(病室など)から持ち出す等の容器外装の消毒方法等の取扱いについて、医療関係機関等と事前に協議し定める。現場では、事前に取り決められた方法に基づいた対応がされていることを確認して、受領する。
- なお、容器の破損や内容物の漏出等があった場合には受領せず、医療関係機関等に改善を求める。
- また、事前に取り決めた容器以外に収納されている場合、事前に取り決めた方法による表示がない場合、感染性廃棄物とそれ以外の廃棄物と区別して保管していない場合は受領せず、医療関係機関等に改善を求める。
- 感染性廃棄物は梱包されたままの状態で行うため、禁忌品が容器内に混入している場合には、その処理の過程で施設に障害が発生し、ひいては感染性廃棄物の処理体制に影響を与える可能性がある。このため平常時に増して禁忌品が混入しないよう医療関係機関等に分別の徹底を要請する。(排出事業者である医療関係機関等は、感染性廃棄物を適正に処理する責任があり、処理過程での事故は医療関係機関等にも法的な責任が問われ得る。)

(2) 軽症者等が宿泊療養している施設から排出される廃棄物を取り扱う場合

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定められた感染性廃棄物が排出される施設には該当しない。このため、同法上、感染性廃棄物としての処理が義務付けられるわけではないがその処理に際しては、当該施設内やその廃棄物の処理を委託される廃棄物処理業者の従業員において感染防止対策が適切に講じられる必要がある。
- 例えば、廃棄物処理業者の従業員への感染防止の観点から、排出事業者等と事前に協議し廃棄物処理法施行令で定める感染性廃棄物に準じた取扱いをする等が考えられる。取扱いに際しては、合理的かつ実行可能な方法とすることが大事である。

医療関係機関や、その廃棄物を取り扱うみなさまへ 新型コロナウイルスの廃棄物について

新型コロナウイルスに係る感染性廃棄物も
他の感染性廃棄物と同様に処理可能です（※）。

※「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に沿って処理してください。


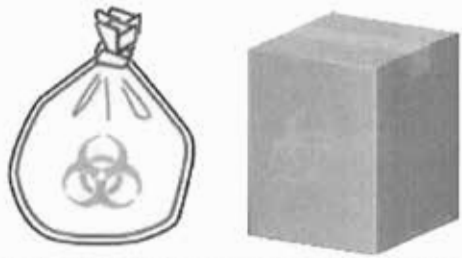
消毒して再利用できるもの（リネン類など）はむやみに
廃棄せず、廃棄物の減量化に心がけましょう

新型コロナウイルスに感染した方・その疑いのある方が使用したリネン類については、他の感染症と同様の取扱いで問題ないと考えられますので、むやみに廃棄せず、これまで同様の感染症対策に準じた処理で対応してください。

手袋やマスクを着用して直接触れないように注意し、熱水による洗濯や、次亜塩素酸・アルコールによる消毒を行うなど通常どおり取り扱うようお願いします。

感染性廃棄物は、その種類や性状に応じて適切な容器に
梱包しましょう

容器は、密閉できる、収納しやすい、損傷しにくいのものであって、
感染性廃棄物の種類や性状に応じて適切な容器を選んでください。

①注射針、メス等の 鋭利なもの	②血液等の液状または 泥状のもの	③血液等が付着した ガーゼ等再利用しないもの
耐貫通性のある 堅牢な容器	漏洩しない 密閉容器	丈夫なプラスチック製の二重使用 または、堅牢な容器
 <p>例：プラスチック製容器</p>	 <p>例：プラスチック袋（二重使用）/段ボール容器（内袋使用）</p>	

※ ①～③を一緒に梱包する場合は、耐貫通性、密閉性を併せ持つ、プラスチック製容器等を使用してください。

※ 詳細については自治体のルールに従ってください。



環境省公式HP



廃棄物処理法に
基づく感染性廃棄物
処理マニュアル(PDF)

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面①

飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で注意力が低下する。また、聴覚が鈍磨し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用は、感染のリスクを高める。



場面②

大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、例えば深夜のはしご酒では、昼間の通常の食事と比べて、感染リスクが高まる。
- また大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③

マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、屋外オケや野外のバーベキューでの事例が確認されている。



場面④

狭い空間での共同生活

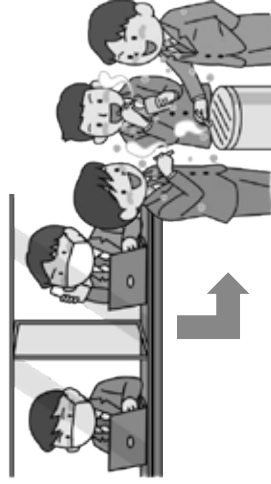
- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用施設での事例が確認されている。



場面⑤

居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での事例が確認されている。車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



～ 商業施設等の管理者の皆さまへ ～

冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法

外気温が低いときに、「換気の悪い密閉空間」を改善する換気と、室温の低下による健康影響の防止を両立するため、以下の点に留意してください。

- ✓ 「換気の悪い密閉空間」は新型コロナウイルス感染症のリスク要因の一つに過ぎず、一人あたりの必要換気量を満たすだけで、感染を確実に予防できるわけではなく、人が密集した空間や密接な接触を避ける措置を併せて実施する必要があります。

推奨される換気の方法

① 窓の開放による方法

換気機能を持つ冷暖房設備※や機械換気設備が設置されていない、または、換気量が十分でない商業施設等は、以下に留意して、窓を開けて換気してください。

※ 冷暖房設備本体に屋内空気を取り入れ口がある（換気用ダクトにつながっていない）場合、室内の空気を循環させるだけで、外気を取り入れ機能はないことに注意してください。

- 居室の温度および相対湿度を18℃以上かつ40%以上に維持できる範囲内で、暖房器具を使用※しながら、一方向の窓を常時開けて、連続的に換気を行うこと。

※ 加湿器を併用することも有効です。

- 居室の温度および相対湿度を18℃以上かつ40%以上に維持しようとすると、窓を十分に開けられない場合は、窓からの換気と併せて、可搬式の空気清浄機を併用すること。

窓開け換気による室温変化を抑えるポイント

- ◆ 一方向の窓を少しだけ開けて常時換気をする方が、室温変化を抑えられます。窓を開ける幅は、居室の温度と相対湿度をこまめに測定しながら調節してください。
- ◆ 人がいない部屋の窓を開け、廊下を経由して、少し暖まった状態の新鮮な空気を人のいる部屋に取り入れること（二段階換気）も、室温変化を抑えるのに有効です。
- ◆ 開けている窓の近くに暖房器具を設置すると、室温の低下を防ぐことができますが、燃えやすい物から距離をあけるなど、火災の予防に注意してください。

空気清浄機を併用する際の留意点

- ◆ 空気清浄機は、**HEPAフィルタによるろ過式**で、かつ、**風量が毎分5m³程度以上**のものを使用すること。
 - ◆ 人の居場所から**10m²(6畳)程度**の範囲内に空気清浄機を設置すること。
 - ◆ 空気のおよみを発生させないように、外気を取り入れる風向きと空気清浄機の風向きを一致させること※。
- ※ 間仕切り等を設置する場合は、空気の流れを妨げない方向や高さとするか、間仕切り等の間に空気清浄機を設置するなど、空気がよどまないようにしてください。

② 機械換気(空気調和設備、機械換気設備)による方法

必要換気量を満たすことのできる**機械換気設備等が設置された商業施設等**は、以下のとおり換気を行ってください。

- 機械換気設備等の外気取り入れ量等を調整することで、**必要換気量(一人あたり毎時30m³)**を確保すること。
- 冷暖房設備により、居室の温度および相対湿度を**18℃以上かつ40%以上**に維持すること。

参考

必要換気量を満たしているかを確認する方法として、二酸化炭素濃度測定器を使用し、室内の二酸化炭素濃度が1000ppmを超えていないかを確認することも有効です。

- 測定器は、NDIRセンサーが扱いやすいですが、定期的に校正されたものを使用してください。校正されていない測定器を使用する場合は、あらかじめ、屋外の二酸化炭素濃度を測定し、測定値が外気の二酸化炭素濃度(415ppm～450ppm程度)に近いことを確認してください。
- 測定器の位置は、ドア、窓、換気口から離れた場所で、人から少なくとも50cm離れたところに行ってください。
- 測定頻度は、機械換気があり、居室内の人数に大きな変動がない場合、定常状態での二酸化炭素濃度を定期的に測定すれば十分です。
- 連続測定は、機械換気設備による換気量が十分でない施設等において、窓開けによる換気を行うときに有効です。連続測定を実施する場合は、測定担当者に測定値に応じてとるべき行動(窓開け等)をあらかじめ伝えてください。
- 空気清浄機を併用する場合、二酸化炭素濃度測定は空気清浄機の効果を評価するための適切な評価方法とはならない※ことに留意してください。

※ HEPAフィルタによるろ過式の空気清浄機は、エアロゾル状態のウイルスを含む微粒子を捕集することができますが、二酸化炭素濃度を下げることができません。



支部長会議の開催について



協会三役と支部長及び支部事務局担当者が出席しての支部長会議を、令和2年6月29日（月）にホテルメトロポリタン山形で開催しました。

内容は次のとおりです。

(1) 令和2年度各支部の事業計画について

各支部より今年度の事業計画に基づき報告がありました。

新型コロナウイルス拡大防止のため各支部とも総会を行わず、役員改選は書面決議となり、今後の事業についても新型コロナウイルスの感染状況を見ながら行う旨話がありました。

(2) 令和元年度の行政懇談会の内容と今年度のテーマについて

各支部より昨年度の開催状況の報告後、意見交換を行い今年度も各支部において、地域の実情に応じたテーマを設定し進めて行くことになりました。

(3) 支部設立20周年記念式典について

今年度総会時に予定していた式典は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催できませんでしたが、各支部とも感染の状況を考慮しながら来年の総会時には開催したい旨話がありました。

(4) 令和2年度労働災害防止計画について

当協会が策定した「労働災害防止計画」に基づき、活動目標への取組みや支部として協力いただきたいことなど事務局より説明がありました。

(5) 一般社団法人山形県産業資源循環協会大規模災害時復旧支援規程について

山形県と締結した「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」に基づき策定した支援規程の中で、支部としての対応を説明し、相互の役割を共有しました。

その他、情報交換として、今後の円滑な運営に向け活発に意見交換が行われました。





令和2年度山形県循環型産業トップセミナーの開催について



県からの受託事業である「令和2年度山形県循環型産業トップセミナー」を9月16日（水）、山形市のヒルズサンピア山形で開催しました。

本セミナーは、産業廃棄物処理業の経営者層を対象に、リサイクルの推進、循環型産業への転換に向けた意識付けを行うことを目的とし、今回で16回目の開催となりました。

今年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を図り、東北芸術工科大学 デザイン工学部企画構想学科 准教授 山縣 弘忠 様と株式会社 旭ブレインズ 倉金 徹 様をお招きし、次のとおりご講演いただきました。

- | | |
|-----|---|
| 日 時 | 令和2年9月16日（水） 13：30～16：20 |
| 場 所 | ヒルズサンピア山形 2 F 蔵王 |
| 参加者 | 48名 |
| 内 容 | <ul style="list-style-type: none"> ○「SDGs時代の企業に求められること ～循環型産業がつくる未来～」
東北芸術工科大学 デザイン工学部企画構想学科 准教授
中小企業診断士 山縣 弘忠 氏 ○「新型コロナウイルスに備える事業継続計画（BCP）
および事業継続力強化計画の認定制度」
株式会社 旭ブレインズ 中小企業診断士 倉金 徹 氏 |

- コロナ対策
- (1) 広い会場での開催（昨年の1.5倍、会場が広いためスクリーンを2つ配置）
 - (2) 受付の飛沫防止対策（飛沫防止を図るためビニールシートを設置）
 - (3) 消毒用アルコールの設置（会場出入口、会場内）
 - (4) 会場内におけるソーシャルディスタンス対応（1テーブル1名）
 - (5) リモートによる講演の実施（講演1 山縣先生）
 - (6) 演題前にビニールシートを設置
 - (7) 参加者のマスク着用と配布用マスクの準備



山縣先生の講演はリモートで実施しました



倉金先生の講演の様子



会場の様子



令和2年度行政懇談会の概要について



令和2年度の行政懇談会は、下記のとおり開催されました。

記

- 1 日時 令和2年9月17日（木）、13：20～15：20
- 2 場所 あこや会館1階ホール（山形市松波）
- 3 出席者 協会：黒澤会長、井上副会長、森谷副会長、鈴木副会長、青山専務理事、大場専務理事、小林専務理事、佐藤常務理事、小川係長
県循環型社会推進課：三浦課長、青木廃棄物対策主幹、原田課長補佐、齊藤課長補佐、吉田リサイクル推進専門員
- 4 懇談内容（進行：青木主幹）
 - (1) 第3次山形県循環型社会形成推進計画（仮称）について（県）
 - ・計画期間は令和3年度～令和12年度の10年間。
 - ・施策の3本柱と展開方向（Ⅰ資源循環型社会システムの推進、Ⅱ資源の循環を担う産業の振興、Ⅲ廃棄物の適正な処理による環境負荷の低減）は、変わらず。
 - ・課題としては①事業系一般廃棄物の削減、②リサイクル率（一廃・産廃）の向上、③食品ロス削減、④海洋プラスチック、⑤災害廃棄物等の安定処理 等。
 - ・関係団体、市町村等から意見聴取を行い、12月の環境審議会に素案を提出。年明けにパブリックコメントの手続きを経て今年度内に完成予定。
 - ・廃プラスチックのリサイクル率が大きな課題の一つとなっていることから、行政と関係団体とで引き続き話し合っていくこととされた。
 - (2) 現行の最終処分場設置許可方針について（県）
 - ・協会からは、既存施設の残存量（11.7年）や施設の完成に至るまでの期間（10年程度）を考慮し、原則として新設を抑制している現行の方針を見直すべきではないかとの意見が出された。
 - (3) 災害廃棄物処理協定の見直し案について（県）
 - ・県からは、組織改編に伴う名称の変更や資機材調査の見直しなど最小規模のものにしたいとの説明があったが、協会からは特段の意見はなかった。
 - (4) 環境配慮契約と優良産廃処理業者認定制度について（協会）
 - ・環境配慮契約法では、地方公共団体が産業廃棄物処理の委託業者を選定する場合、価格以外に優良産廃処理業者を高く評価する努力義務を課していることから、県としても前向きに検討していただきたいと要望。
 - ・県からは、優良産廃処理業者の大多数が県外業者である実態を踏まえつつ、他県の状況を見て検討したいとの回答があった。





令和2年度産業廃棄物排出事業者研修会の開催について



令和2年度の産業廃棄物排出事業者研修会は、山形県環境エネルギー部循環型社会推進課の担当者2名を講師にお迎えし、下記のとおり開催されました。

三密対策や机等の消毒、マスク着用など、新型コロナウイルスの感染防止対策に十分配慮しながらの研修会でしたが、参加者は、講師の話にときおりメモを取りながら、熱心に聴講していました。

研修会終了後に実施したアンケートでは、①電子マニフェストを含むマニフェストの仕組みと運用に関する事項、②委託契約書の記載事項、③不適切事例の紹介、について特に関心が高かったことから、次回の企画を検討するに当たっては、その点を考慮する必要があると考えています。

今回の研修会の開催に当たりご協力いただいた、山形県環境エネルギー部循環型社会推進課及び村山総合支庁環境課の皆様並びに一般社団法人山形県建設業協会の皆様には、この誌面をお借りして心より感謝申し上げます。

記

- 1 日 時 令和2年10月26日（月）午後1時30分～午後3時
- 2 場 所 村山総合支庁講堂（山形市鉄砲町2-19-68）
- 3 対 象 県内の建設業者（平成27年度以来5年ぶり2回目）
- 4 参加者数 45社・45人
- 5 講師及びテーマ

- (1) 「廃棄物処理法における排出事業者責任について」
山形県環境エネルギー部循環型社会推進課
技師 関根 章則 氏

- (2) 「法令改正その他について」
山形県環境エネルギー部循環型社会推進課
課長補佐 原田 泰浩 氏



講師 関根章則技師



会場の様子



講師 原田泰浩課長補佐



「令和2年やまがたオンライン環境展」開催報告



やまがた環境展は、地球温暖化対策や自然との共生、3R（廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用）に関する学び・啓発の場を提供することでライフスタイルの見直しや再生可能エネルギー等に関する理解を深め、循環型社会及び脱炭素社会の形成に向けた取組みを推進することを目的として毎年開催しています。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、やまがたオンライン環境展として、令和2年10月30日（金）から令和3年1月31日（日）まで、インターネット上の特設Webサイトにおいて開催しております。

特設Webサイトでは、県や一般社団法人山形県産業資源循環協会等の実行委員会構成団体をはじめ、県内外の40企業・団体から、最新の環境技術や環境保全に関する取組み等の情報を発信していただいております。また、山形ゆかりの著名人による「環境メッセージ動画」や「環境にやさしい料理レシピコンテスト」（県主催）グランプリ受賞作品の調理動画、山形大学と連携した3Rワークショップコンテンツ等、多くの県民の方々に楽しみながら学んでいただける内容となっておりますので、是非、皆様からも御覧いただきたく存じます。

やまがた環境展は、平成15年度の「環境産業まつり」に始まり、今回で18回目の開催となりましたが、内容も、自然環境分野全般にわたる幅広い分野について情報を発信する総合的なイベントへと発展しております。今後とも、内容を充実させながら環境保全に関する啓発活動を展開してまいりたいと考えておりますので、皆様方の変わらぬ御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、「令和2年やまがたオンライン環境展」の開催に御協力いただいた関係者の皆様から心からお礼申し上げます。

山形県環境エネルギー部循環型社会推進課長 三浦 光一郎
（令和2年やまがたオンライン環境展実行委員会事務局長）



A 環境を考える
ゾーン 出展企業・団体一覧へ

B エネルギーを考える
ゾーン 出展企業・団体一覧へ

C リサイクル産業を知る
ゾーン 出展企業・団体一覧へ

Cゾーン:出展企業・団体一覧



リサイクル産業を知る

※(リデュース・リユース・リサイクル)関連の技術やリサイクル製品などをご紹介します。



山形県循環型社会推進課、西郷総合支庁環境課、庄内総合支庁環境課 ●

循環型社会の形成を目指して

当課では、一般廃棄物・産業廃棄物処理対策、不法投棄等防止対策、PCB廃棄物の適正処理、海洋漂着物対策、リサイクル推進、ごみゼロやまがた県民運動の推進、環境関連産業振興等に関する業務を行っています。



一般社団法人
山形県産業資源循環協会 ●

産業廃棄物の適正な処理とリサイクルの推進

協会では、県民の皆様が健康で快適に暮らすことができるように、産業廃棄物の適正な処理とリサイクルの推進に取り組んでいます。日頃の活動状況をごいただき、循環型社会への転換を考えていただければ幸いです。

CV-1 「リサイクルの循環を知る」

一般社団法人山形県産業資源循環協会



(一社) 山形県産業資源循環協会の紹介

(一社) 山形県産業資源循環協会の概要を紹介します。

一般社団法人山形県産業資源循環協会は、産業廃棄物の適正な処理と再生利用等を推進し、県民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的に、平成4年に設立された団体です。

昨年4月には、リサイクルの一層の推進を目的に、それまでの一般社団法人山形県産業廃棄物協会から名称を変更しました。

会員は、廃棄物処理法に基づく許可を受け、山形県内に事務所を持つ事業者で、現在約240社が加入しています。

協会の主な活動としては、事業者を対象とする各種講習会の開催や労働安全衛生の普及啓発のほか、行政機関や関係団体と連携して不法投棄防止の啓発や状況回復作業も行っていきます。

また、一般県民向けに産業廃棄物の適正な処理やリサイクルの実態等についての広報活動を行い、明るく住みよい社会づくりに貢献しております。

今回の企画を通じて、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会から省資源・リサイクル化を目指す循環型社会への転換を真剣に考えてみませんか。

企業・団体情報

企業・団体名	一般社団法人山形県産業資源循環協会
事務局	一般社団法人山形県産業資源循環協会事務局
住所	〒990-0041 山形市緑町1-9-30 緑町会館6階
TEL・FAX	023-624-5560・023-624-5360
ホームページ	http://www.yamagata-sangai.or.jp/

● 前の企業・団体を見る

● 次の企業・団体を見る



山形県からのお知らせ


— 山形県循環型社会推進課からのお知らせです！ —

【環境にやさしい料理レシピコンテスト2020inやまがた表彰式を行いました！】

山形県では、家庭からの食品ロスの削減やごみの減量につながる料理レシピを募集する標記コンテストを開催しています。このたび、人気投票により入賞レシピを決定し、11月20日に県庁において、グランプリ受賞者へトロフィーと記念品を授与いたしました。

受賞者の皆さんおめでとうございます。

環境にやさしい料理レシピコンテスト2020inやまがた グランプリ

素材まるごと活用部門	リメイク料理部門
栄養満点！ かぶのグリーンポトフ（かぶを丸ごと使った栄養満点のグリーンポトフ） 	残ったカップ麺でおいしい!! 広島風お好み焼!!（カップ麺の残り汁を使ったお好み焼） 
渡邊 ヒカルさん（山形市）	折原 成夢さん（山形市）

※準グランプリ、特別賞のレシピは、県ホームページ又はオンラインやまがた環境展サイト（R 3. 1. 31まで）をご覧ください。

【ごみゼロやまがた推進功労者表彰式を行いました！】

ごみゼロやまがた推進県民会議では、「ごみゼロやまがた」の実現に資することを目的として、ごみの減量化やリサイクル等の実践活動及び普及啓発等に取り組み、3Rの推進に功績があった個人・団体を表彰しています。今年度は、12月16日に県庁で表彰式を行い、表彰状と記念盾を授与いたしました。

受賞者の皆さん、おめでとうございます。

令和2年度ごみゼロやまがた推進功労者表彰内容

受賞者	取組概要
白鷹町商工会 女性部	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度から、地域行事で、使い捨て食器削減を呼びかける「マイ箸運動」（マイ箸、マイカップ、マイ茶碗を持参し、使い捨て食器の不使用）を実施。 平成27年に食材を無駄なく使う「エコクッキング」を開催したほか、そのレシピ集を作成し、県内の商工会女性部等に配布。
戸沢村立 戸沢小中学校	<ul style="list-style-type: none"> 地域共育（ちいきともいく）として、最上川のごみ拾い活動「モモカミゴミバスターズ」を実施。学校での異学年交流や地域住民との関わりを通して、最上川周辺の環境に対する理解を深め、ごみの削減等の重要性を学習。 年に2回、児童・生徒や保護者、教員、地域住民による資源回収を実施。

※県ホームページのほか、オンラインやまがた環境展サイト（R 3. 1. 31まで）で紹介しています。

山形市からのお知らせ

— 7月豪雨による災害廃棄物の対応 —

昨年7月の豪雨では、県内の多くの市町村で甚大な被害が発生しました。

山形市では、27日午後から29日未明にかけて雨が降り続き、降り始めからの総降水量が187.0mmに達し、また、24時間降水量（最大）で158.5mm（27日 19：00～28日 19：00）、1時間降水量（最大）で19.0mm（28日 13：22～14：22）の雨を観測しました。

これにより、市内各所で土砂崩れや河川の氾濫が発生し、金井地区（鮎洗、志戸田）においては市内西部を流れる須川に流入する水路が、本沢地区（長谷堂）においては須川支流の本沢川が氾濫するなどし、床上浸水20件、床下浸水37件で合わせて57件の被害が発生しました。

<主な被害状況（金井地区、本沢地区）>



災害廃棄物の処理では、一次仮置き場は設けず、自宅前へ仮置きされたものを回収する方法とし、分別は処分先で行いました。災害廃棄物の発生量は合計92トンであり、直営、民間を合わせた市内の処理施設で処理できる量であったこともあり、大きな混乱はなく、一次仮置きを省いたことで、速やかな撤去が行えました。

<浸水の様子>



<自宅前への仮置き>



<搬入の様子>





村山総合支庁環境課からのお知らせ

今年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大とその防止対応に始まり、令和2年7月豪雨による村山地方を中心とした災害廃棄物への対応と、自然による災禍が多くありました。このような中、関係団体や行政機関が合同で行う不法投棄パトロールを実施し、寒河江市白岩地内の山中に大量の農業用フィルムなどが捨てられている場所を新たに発見しました。同地区と市衛生連合会では、地区をきれいにしたいとの思いから、それら廃棄物を撤去することになりました。

11月13日小雪の舞う中、地区、関係団体らと撤去を開始し、投棄された農業用フィルムを中心に、フレコン9袋（1090kg）を回収しました。回収しきれず残った廃棄物を来年度も回収する予定です。

不法投棄された廃棄物は、環境に悪影響を及ぼすとともに、公衆衛生の確保の点からも支障をきたす場合があります。捨てるのは簡単ですが、回収には多大な労力を必要とします。そうならないよう未然に不法投棄を防止すべく、地域の人々や関係団体らとともに取り組んでいきたいと考えています。今後とも、廃棄物の適正な処理に、みなさんの御理解と御協力をお願いします。



◆秋季不法投棄合同パトロール、原状回復作業

10月2日（火）から13日（火）まで管内市町村を隈なくパトロールを行った結果、新たな不法投棄箇所は見つかりませんでした。また、昨年度、新規発見した中小規模の不法投棄箇所4箇所（大蔵村清水外1箇所）の回収作業を行いました。昨年は、晩秋から年末年始はてんてこ舞いの慌ただしさでしたが、事件も落ち着し、普段どおりの業務に戻りつつあります。



原状回復作業（大蔵村清水）



キイロスズメバチに注意(事前調査)

♥キイロスズメバチに注意

新庄市山屋に放置された金属くずなどの回収作業を、昨秋に続き今秋も行いました。下見の際、現場に放置された廃車バスから飛び出すキイロスズメバチを見つけ、専門業者に調査を依頼したところ、バスの床にキイロスズメバチの作りかけの巣が見つかり、撤去、駆除しました。安全になった後の作業の結果、約131トンの金属くず及び廃棄物等を回収し、県道脇は見違えるようにきれいになりました！



見違えるようにきれいになった県道脇

♣里の名水 やまがた百選 「差首鍋のすず水」が選定

里の名水・やまがた百選に今年度新たに最上地域では10か所目となる「差首鍋のすず水」が選定されました。水環境を大切にして郷土愛を育み、観光資源としての活用など地域活性化に努めて参ります。



里の名水 やまがた百選 「差首鍋のすず水」



南東北三県産業廃棄物収集運搬車両一斉検問

◆南東北三県産業廃棄物収集運搬車両一斉検問

11月30日、国道47号松原駐車帯（舟形町長沢地内）で産廃車両の一斉検問を行いました。駐車帯に誘導した収集運搬車両のうち1台が許可証⑤を不携帯で、早速、現場から会社事務所に連絡し、口頭で指導を行いました。

		
9/4現場調査 キイロスズメバチ被害	9/4夜間駆除中	巣 発見
		
つぶし作業	駆除終了	9/5駆除後の現場調査

山屋ご指定場地域内廃バス内 キイロスズメバチ被害と、駆除写真

！！不法投棄防止啓発用のぼり旗の寄贈！！

一般社団法人山形県産業資源循環協会最上支部から不法投棄防止啓発“のぼり旗”64本を寄贈いただき、感謝申し上げます。

不法投棄防止キャンペーンや不法投棄場所に設置し、啓発や未然防止などに活用させていただきます。



【秋季不法投棄合同パトロール出発式とポスターコンクールを開催しました！】

置賜総合支庁では、10月の不法投棄及び海岸漂着ごみ削減強化月間の取組みとして、秋季不法投棄合同パトロール出発式を行っています。今年度は10月1日に実施し、置賜地区不法投棄防止対策協議会会員にのぼり旗等を手渡した後、大型商業施設2箇所にて不法投棄防止に関する啓発活動を行いました。

また、「廃棄物適正処理・3R推進ポスターコンクール」の審査会を開催し、受賞作品が決定しました。最優秀賞の作品は、今号の表紙に掲載されていますので、ぜひご覧ください。受賞作品は不法投棄防止のための看板や啓発物品に活用します。受賞者のみなさんおめでとうございます！

**【不法投棄の原状回復作業を行いました！】**

置賜地区不法投棄防止対策協議会の事業として、8月から11月にかけて、長井市、高島町、川西町及び小国町の計5箇所で行った原状回復作業を実施しました。地域の皆様や産業資源循環協会会員の皆様からご協力いただき、無事に原状回復することができました。

これからも地域みんなの協力で、きれいな置賜を守っていきましょう！



■今年もやりました！「美しいやまがたの海クリーンアップ運動」

「裸足で歩ける庄内海岸」を目指し、「美しいやまがたの海プラットフォーム」が広く県民に海岸清掃活動への参加を呼び掛けて行われている「美しいやまがたの海クリーンアップ運動」に、今年も多くの方々から参加していただきました。

年度当初は新型コロナウイルス感染症の拡大も懸念され、例年実施されていた海岸清掃が相次ぎ中止、延期となりました。プラットフォームでは、「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を策定し、遵守していただくことで、参加する方々の安全性を確保して運動を継続して参りました。

3密を避けマスクをして、少人数で…と、出来る範囲で出来ることを工夫して実施していただき、結果、22箇所で1,789名の参加！ ありがとうございます。

職場、学校活動、趣味のサークル等と、クリーンアップの形態は様々ですが、何よりも楽しみながら活動する姿が印象的でした。

山形県産業資源循環協会の皆様方からも多大なるご協力を頂いております、飛島クリーンアップ作戦は9月に延期となっておりますが、台風による定期船の欠航により、残念ながら中止となってしまいました。来年度こそは、第20回目の開催を皆様と笑顔で迎えたいものです！！



■オールドルーキーKの元鉄っちゃん的生活（第二回）

鉄の会社の元従業員、オールドルーキーのKです。

【錆（さび）】って嫌ですよー、ということで、今回は錆びない様にするコツについて紹介します。「錆びにくい材料」と言われて、ステンレスを思い浮かべる方も多いのではないのでしょうか。ただ、ステンレスも使い方を間違えると、錆を促進してしまう場合があります。写真は、Kが住んでいるアパートの鉄柵を撮影したものです。

ステンレス製のボルト周りの鉄枠が、他の鉄枠部分よりも著しく錆びてしまっています。この

ように、“鉄”と“ステンレス”が触れていると、ステンレス周りの鉄が非常に錆びやすくなるので、注意が必要です。これは、電位の異なる金属が接触するとアノードサイトとカソードサイトが分離して…小難しい話は止めておきましょう（笑）。この状況を避けるには、「ボルトと鉄棒を絶縁する（絶縁性のワッシャーを入れるなど）」、「全て同じ材質（できればステンレス）を使用する」といった対策が必要になります。



また、海水中では、一般的なステンレスは穴が空きやすく、塗装した鉄の方が長持ちしたりします。さらに、水に浸して使用する場合、鉄もステンレスも、水しぶきが掛かる位置から水面直下までが錆びやすいので、特に嚴重な錆対策が必要です。このように、普段何気なく目にしている【錆（さび）】にも、意外と奥深い現象があります。最後まで読んで頂き、ありがとうございました。

■元ルーキー〇と民法改正のあれこれ

ども！ 元ルーキー〇です。今年度は民法の改正があり、法学部卒の私にとって注目の年だったので、ここで少し説明しようと思います。

（先輩Ⅰ）法律ってこまめに改正されているイメージだけど、今回の改正はそんなに注目されるようなものだったのですか？

（元ルーキー〇）そうです。実は民法（債権）については、1896年に制定されてから、120年実質的な改正はなく、今回改正されました。いくつか改正点がありますが、今回は、「瑕疵担保責任」と「契約不適合責任」について説明します。

（先輩Ⅰ）ちょっと聞きなれない言葉なので説明してください。

（元ルーキー〇）これまでの民法では、物を買ったときに隠れた瑕疵（欠陥）がある場合に買主は売主に対して責任を追及することができました。（瑕疵担保責任）

一方改正民法では、欠陥が隠れていなくても、購入したものが契約の内容と一致しないときに買主が売主に対して責任を追及できるようになりました。（契約不適合責任）

（先輩Ⅰ）ちょっと待ってください。もっとわかりやすく説明をお願いします。

（元ルーキー〇）例えば、シロアリの被害のある家を買った場合、これまでは、購入した後に隠れていたシロアリの被害を発見した場合でなければ、責任を追及することができませんでした。改正民法では、買主が家を購入したときに既にシロアリの被害について知っていても、シロアリの被害がない家として契約していれば、売主に責任を追及することができます。

（先輩Ⅰ）つまり以前はシロアリの被害について、契約の前に知っていたら、売主に責任を追及できなかったのですか。

(元ルーキーO)さすがIさん。そのとおりです。今回の改正で買主に有利な規定になりました。

ただこの契約不適合責任は不適合を見つけてから1年以内に売主に通知しないといけないので気を付けてくださいね。

(先輩I) そういえば、以前元ルーキーOさんに煎餅をもらいましたが、湿気ていて食べられなかったです。これも交換できますよね。

(元ルーキーO) それは失礼しました。これは贈与なので、また別の問題もありますが、どのみちIさんにあげたのは1年以上前なので、交換はできかねますね。(笑)

■庄内浜直送便～ある日の出来事②

これは、県のとある廃棄物関係部署に寄せられた相談を紹介するものです。

社 員 B：社員寮の改装工事やることになったんだが、冷蔵庫の処分はどだなごどすればいいなや？

M相談員：冷蔵庫って、どだなやつだ？

社 員 B：寮の食堂で使ってたっけものだ。

M相談員：家庭で使うようなものだが？、それとも大型の業務用だが？

社 員 B：家庭用ではないべな。大型だし、業務用の冷蔵庫だな。

M相談員：じゃ、まずはフロン類を抜くことからさんなねな。

社 員 B：ほー。んじゃ、晩酌のビールの栓抜きで蓋を引き抜いて、ビューっと・・・

M相談員：そだなごどは絶対やってはだめだなや。簡単にいがねなや。フロン排出抑制法で規制されてるがらよ。

社 員 B：んだれば、どだなごどさんなねなや？

M相談員：県の登録を受けた第一種フロン類充填回収業者にフロン類の回収を依頼さんなねなだ。

写 員 B：その業者の連絡先を教えてくださいや。

M相談員：県のホームページにも載っているから、近くの業者探して問い合わせしてみでな。

※業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器を廃棄する場合は、あらかじめ第一種フロン類充填回収業者に回収を依頼する必要があります。

■庄内浜直送便～ある日の出来事③

業 者 C：屋根の改修工事とかで出る瓦、そのまま最終処分するのはもったいないから、リサイクルしたいんだけど・・・。

M相談員：リサイクルへのご理解、ありがとうございます。

業 者 C：埋め立てされている多くの「瓦ある」から、少しでも再利用するよう世の中の意識も「変わらない」といけねえと思ってよ。

M相談員：おっしゃるとおりです。

業 者 C：数年前によ、県で作った「瓦リサイクル推進の手引き」にリサイクルの基準ってあるけど、内容は変わってるか？

M相談員：リサイクルの基準は「変わらない」ですよ。

業 者 C：そうか。どんな利用方法がおすすめだ？。

M相談員：駐車場や太陽光発電敷地の被覆材、道路の舗装材、暗渠排水の疎水材に使うことができますよ。

業 者 C：河川敷の道路の舗装材としての利用もいいなあ。これぞ本当の瓦リサイクル(河原リサイクル)、なんてね。

M相談員：・・・。ああ、それと、最近では建築材としての利用もありますよ。

業 者 C：おもしろいこと言ってみても反応なしかよ。まあいいや。で、建築材って何だ？

M相談員：外壁や内壁の塗装に混ぜて使っているんだけど、温かみのある色調で、景観やデザイン性もいいですよ。

業 者 C：ほおー、興味深いねえ。

M相談員：今年8月に「瓦リサイクル事例集」を作成しているし、県のホームページ「瓦リサイクル情報サイト」に事例集を掲載して、施工画像もあるから、参考にしてみるといいですよ。

業 者 C：そうか、じゃ、早速調べてみるよ。もっけだの～。

庄内の瓦リサイクルの今がわかる！

🔍 瓦リサイクル情報サイト



防災・安全 > くらし・環境 > 登録・福祉

ホーム > くらし・環境 > 環境・リサイクル > ごみ減量・リサイクル > 瓦リサイクル

瓦リサイクル情報サイト

山形県庄内地域では瓦が多く使用されており、使用済み瓦のリサイクルを
当サイトでは、使用済み瓦のリサイクルに関する紙報、山形県の記事を

施工前 施工後

新着情報

- 瓦リサイクルの施工事例を更新しました。(令和2年11月6日) (NEW!)

多数の事例を紹介！

「瓦リサイクル事例集」もダウンロードできます

瓦の使用量	0.4㎡	瓦破砕物の性状	瓦パウダー
施工内容	建物外壁・内壁の塗装材料として瓦パウダーを使用し瓦壁とした。		
写真			
施工の解説、セールスポイントなど ・瓦を破砕した時に発生するパウダー状の細かい瓦を樹脂と混ぜて、外壁は吹付け内壁はコーテ仕上にて施工することで、内外一体の建築としてデザイン性を高めた。 ・外観は土壁のような自然な風合いで、池や庭園の線と調和して景観を高めている。			

令和元年5月16日

校訂方法

- ・平成30年度から、引き続き経過を観察
- ・特に草むしりなどせず、そのまま放置

区画1 (H30と同じ)	厚さ2.5cm	厚さ5cm	厚さ10cm
砂利			
瓦	5-10mm		
	10-25mm		

令和元年6月17日

令和元年7月29日

令和元年9月11日

厚さ10cm, 粒径5-10mm 厚さ10cm, 粒径10-25mm

※材料厚210cm

- ・砂利を厚さ10cmに敷き詰めた区画では、雑草が生えなかった。
- ・瓦破砕物を厚さ10cmに敷き詰めた区画では、粒径10-25mmよりも、粒径5-10mmの方が、雑草が生えづらかった。

砂利を厚さ10cmに敷き詰めた区画では、雑草が生えませんでした。また、瓦破砕物を敷き詰めた区画では、粒径5-10mmの区画は雑草が生えづらいという結果でした。

4.2.3 考察

独自の検証結果を公開！




- ・地温上昇の抑制効果を検証！
- ・除草効果を検証！
- ・骨材試験、暗渠排水水質試験

瓦リサイクル推進の手引きをダウンロードできます！

- ・リサイクル用途と施工例の紹介
- ・瓦チップの物理的性状のまとめ
- ・瓦リサイクル実施の注意点まとめ



村 山 支 部

事業名	行政懇談会	
日時	令和2年9月18日（金）15：00～17：00	
場所	村山総合支庁201会議室	
参加人数	村山総合支庁環境課 田中廃棄物対策主幹 他3名 山形市廃棄物指導課 渡邊産業廃棄物係長 村山支部 後藤支部長 他14名	
内容	<p>後藤支部長、田中主幹の挨拶に続き出席者の自己紹介があり、大久保課長補佐の進行のもと意見交換を行いました。</p> <p><議 題></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 廃棄物処理の最近の動きについて 2. 村山支部からの意見要望について <ol style="list-style-type: none"> ① 許認可手続き、実績報告等の電子化について ② 優良認定業者への優遇措置について ③ 放射能測定報告について ④ 県外産業廃棄物の事前協議と規制について ⑤ 農業用ポリフィルムの処理について ⑥ 災害廃棄物の広域処理について <p>他</p>	
コメント	<p>昨年に続き山形市環境部廃棄物指導課の参加も頂き、村山総合支庁から、山形県災害廃棄物処理計画の概要や最近の廃棄物処理における違反事例の話がありました。</p> <p>また、支部役員からは業界から見た多くの意見や要望について活発な意見交換ができました。</p>	
		
	後藤支部長のご挨拶	田中主幹のご挨拶

最 上 支 部

事業名	適正処理推進事業
日時	令和2年10月2日（金）～13日（火）9：30～
場所	最上地区8市町村 新庄市・金山町・真室川町・舟形町・最上町・戸沢村・大蔵村・鮭川村
参加人数	43名（内：最上支部8名）
内容	新庄最上地区不法投棄防止対策協議会主催 令和2年度 秋季不法投棄合同パトロール
コメント	<p>「不法投棄及び漂着ごみ削減強化月間」にあわせた合同パトロールに協力をいたしました。</p> <p>不法投棄防止対策協議会では最上地区8市町村の担当者・衛生組合連合会等の方々と巡回をしながら不法投棄防止の呼びかけを行っております。</p> <p>10月のパトロールにおいて大規模な新規箇所はありませんでしたが、小さな規模での箇所が2か所発見されました。</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大防止もあり、外出する人の数が少なく不法投棄をしても見つからないと考えたのか、とても残念です。最上支部では設立当初より、地域住民の皆様にも不法投棄が良くないということをご理解、そしてご協力をいただきたいと願い、誰もがわかる物で不法投棄防止のアピールを行ってきました。今年度も“のぼり旗とポールのセット”を64本、新庄最上地区不法投棄防止対策協議会に寄贈し、最上地区8市町村の不法投棄防止対策として、総合支庁環境課に設置をお願いしました。随時会員一丸となり、ここ最上の環境保全のため不法投棄防止活動を継続して参ります。※(株)マルコウ環境、(株)大場組の2社が協会の不法投棄防止専門部会の部会員となっておりますので、今回も参加協力いたしました。</p>
	 

最 上 支 部

事業名	適正処理推進事業
日時	令和2年10月15日（木）11：00～
場所	最上総合支庁環境課
参加人数	最上総合支庁 環境課 鎌水いずみ 課長 ” 細矢 博 環境対策専門員 （一社）山形県産業資源循環協会 最上支部 斎藤 実 支部長
内容	不法投棄防止対策協議会への“のぼり旗”寄贈
コメント	<p>今年度も、新庄最上地区不法投棄防止対策協議会に“のぼり旗”64本（ポール付）を寄贈致しました。</p> <p>例年、研修会時に行政懇談会を開催し会員並びに各関係者の方々の前で“のぼり旗”の贈呈式を行っていましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止ということで、多くの方が集まることを中止といたしました。</p> <p>そこで、最上総合支庁環境課の鎌水課長と細矢専門員から時間を作っていただき、斎藤支部長から課長に“のぼり旗”を手渡し、贈呈式といたしました。</p> <p>最上支部では平成19年度より不適正処理監視活動として不法投棄防止を呼び掛ける“のぼり旗”を作成し、支部役員が8市町村に持参し設置のお願いをしてきました。市町村の担当者の方に相談をしながら、不法投棄防止のサインポストや壁に設置するプレート等試行錯誤しながら毎年作っておりました。平成29年よりたくさんの方々の目に留まりやすくわかりやすいものとして“のぼり旗”を復活、新庄最上地区不法投棄防止対策協議会に寄贈し、環境課の方々の協力を得て設置いただいております。10年ほど前は、不法投棄原状回復作業が年に数回あったのが、現在は年に一度あるかないかという状況で、のぼり旗の効果かどうかは不明ですが、今後いろいろな形で協力できればと思っております。</p>



事業名	適正処理推進事業
日時	令和2年10月29日（木）9：10～10：40
場所	最上郡大蔵村三の台地区
参加人数	14名 内：最上支部 大場組（3名）
内容	不法投棄原状回復作業 ※第1回目
コメント	<p>参加者計14名（内：当支部3名） 車両2台：4トンユニック車・4トン深ダンプ・（株）大場組 回収量：廃棄物（廃プラスチック類、金属くず、廃タイヤ壁材等）・4.4トン 廃家電10台</p> <p>上記の原状回復作業に参加協力を行いました。</p> <p>また、市町村では不法投棄のパトロール活動に併せ、ポイ捨てごみの回収作業や独自でも回収を行っています。</p> <p>新庄市：回収量 ゴミ・0.4トン・廃家電1台・プロパンガスボンベ2本 金山町：回収量 60kg（肥料袋、マルチ等） 戸沢村：回収量 70kg（金属くず、空き缶等）</p> <p>以前に比べると不法投棄の原状回復作業も減り、各市町村においても地道に回収されていて地域住民の方々の不法投棄に関する意識も変わってきているように感じ大変嬉しく思います。</p> <p>今後もここ最上地域の美しい環境を保てるよう、依頼があれば協力していく所存です。</p>

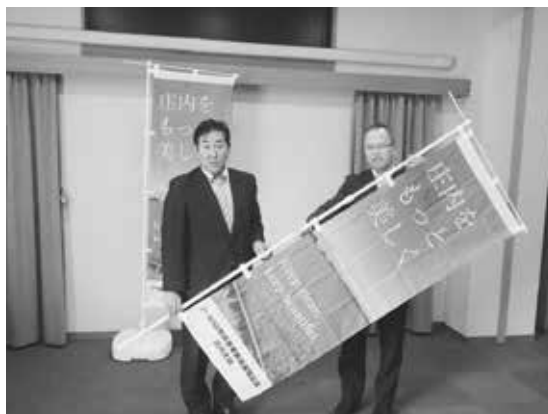
置 賜 支 部

事業名	行政懇談会
日時	令和2年9月24日（木）10：00～11：45
場所	置賜総合支庁 2F 講堂
参加人数	置賜総合支庁環境課 岡村課長、伊藤課長補佐、草苺主査、高山技師 置賜支部 松木支部長 他11名 計16名
内容	<p>行政から</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理の動向 ・不法投棄対策 ・第3次循環型社会形成推進計画（仮称） <p>支部より</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理に関する問題点や疑問 <p>「行政」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物対策について。 ・リサイクル率の減少→子供会の廃品回収が古紙価格の低下等により行われなかった為。 ・不法投棄も減少傾向にある。 ・優良事業者の更新基準としてのHP更新時期が緩和される。 <p>「協会員」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アルミ缶を無料回収している業者がいる、違法性はないか？ ・家庭から排出される感染性廃棄物を産廃マニフェストを使用して処理するのは違法になるか？ ・リサイクル率の向上の為、リサイクル施設に搬入すれば再生とみなすのではなく、商品として使用された場合にリサイクルとしてカウントしてはどうか？ ・又、排出事業者が排出した排出量相当量のリサイクル品を使用すべきと思う。



庄 内 支 部

事業名	行政懇談会
日時	令和2年10月6日(火) 11:00~
場所	いろり火の里「なの花ホール」
参加人数	庄内総合支庁環境課 課長 笹渕 健市 様 主査 三浦 大平 様 技師 黒沼 陽太 様 庄内支部 渡部支部長他役員 7名 課長補佐 石川 伸 様 技師 伊藤 育子 様 監視員 佐藤 睦 様
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の対応 ・中国人系回収業者の指導状況について ・会社内でコロナ感染者が発生した場合の連絡体制について
コメント	<p>渡部支部長より庄内総合支庁環境課に対しまして、「不法投棄防止啓発のぼり旗」を寄贈させていただきました。</p> <p>懇談会においては、災害時の対応についての事例や教訓、中国人系回収業者の指導により改善している状況、新型コロナウイルスの連絡体制、対応等を意見交換する事ができ、とても良い機会となりました。</p>



渡部支部長より環境課長へのぼり旗の贈呈



行政懇談会の様子



新規入部会員の紹介

(敬称略)

柏 倉 拓 磨

(株)村山コンポストリサイクルセンター (村山市)

青年部会へご入会下さい

● 部会員を募集しております。 ●

対 象：協会に所属する企業の45歳以下の男女

年会費：1名につき年額12,000円

お問い合わせは事務局まで

☎023-624-5560





— 暫定講習会の開催について —

2020年度「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」及び「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」について新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、今年度の講習会については次のとおりとなりました。

- ① 2020年4月～2021年3月末の講習会は開催中止
- ② 講習会の開催中止に伴い、講習会「受講の手引き」の配布停止
- ③ 暫定的な対応として暫定講習会の開催（暫定講習会とはパソコンで講義動画を視聴して受講し、会場で試験を受ける2段階形式の講習会）

暫定講習会の開催にあたっては、通常150名としている定員を50名以下にし、受講者間に十分な間隔をとって座席を配置し、会場の換気、開催ごとに机等を消毒するなど、新型コロナウイルス感染拡大防止のための徹底した対策を行いました。

【暫定講習会の様子】

- ①消毒
等間隔で整列し、手の消毒
- ②検温
職員はマスク、手袋、フェイスシールドを着用し、受講者全員の検温を行い37.5度以上の方には試験日の変更を依頼
- ③足元に立ち位置を示し、距離を確保しての受付



試験会場の様子

会場の扉を全て開放、試験問題配布時には、職員がマスク・フェイスシールド及び手袋を着用。また、試験前後には受講者が使用した机等の消毒作業を実施



今年度山形県会場の開催状況

講習会の種類		回数
新規講習会	産業廃棄物の収集運搬課程	4
	産業廃棄物の処分課程	1
	特別管理産業廃棄物の収集運搬課程	1
	特別管理産業廃棄物の処分課程	1
更新講習会	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程	5
	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分課程	1
特別管理産業廃棄物管理責任者講習会		4

インターネットの環境がなく暫定講習会の受講が困難で、許可期限が近い方は修了証に代わる誓約書を添付し、忘れずに許可更新の申請を行ってください。

※誓約書⇒最寄りの総合支庁環境課又は協会事務局へお問い合わせください。

※インターネットの環境がなく暫定講習会の受講が困難な方の講習会（講義ビデオ会場視聴型暫定講習会）が開催されます。（更新のみ）

受講ご希望の方は協会事務局までお問合せください。

協会ホームページ(会員専用)掲載情報(7月~12月)

タイトル	分類	掲載日
労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規制の一部を改正する省令の施行について	通知等	12月25日
年末年始における忘年会・新年会・成人式等及び帰省の留意事項について	通知等	12月17日
てき丸君News-第74号(2020.12.16)	全産廃連広報	12月17日
石綿含有製品等の製造、輸入、譲渡、提供又は使用の禁止の徹底について	通知等	12月11日
雇用調整助成金及び新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金、再就職援助計画の周知協力をお願い	通知等	12月3日
廃棄物処理業者等においてクラスターが発生した場合の対応について	通知等	12月2日
令和2年度「冬の労災をなくそう運動」に係るポスター、リーフレットの送付について	通知等	11月30日
石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について	通知等	11月24日
金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法の施行について	通知等	11月24日
育児・介護休業制度等の周知について	通知等	11月24日
山形県食品ロス削減セミナーの開催について	通知等	11月24日
コレワークについて	お知らせ	10月29日
長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組に関する要請書	通知等	10月22日
令和2年度山形県農業用使用済みプラスチック適正処理推進運動の実施について	通知等	10月21日
パートタイム・有期雇用労働法の一層の周知について	通知等	10月21日
労働災害情報の提供について(第9報 累計11件目)	通知等	10月5日
優良産廃処理業者認定制度に係る環境大臣が指定する者について	通知等	9月29日
廃棄物処理施設における各種税制優遇制度について	通知等	9月18日
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令の施行について	通知等	9月11日
食品残さ利用飼料の加熱処理基準の見直しに係る対応について	通知等	9月11日
「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」について	通知等	9月10日
瓦リサイクル事例集について	通知等	9月9日

協会ホームページ(会員専用)掲載情報(7月~12月)

タイトル	分類	掲載日
「やまがた希望創造パワー」事業(電気料金割引事業)の対象拡大について	通知等	9月7日
山形県リサイクルシステム認証制度に係る募集について	通知等	9月3日
「職場の健康診断実施強化月間」の実施に関する協力依頼について	通知等	9月3日
「働き方改革推進支援助成金」及び「業務改善助成金」の周知について	通知等	8月25日
新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策について	通知等	8月21日
新型コロナウイルス感染拡大下における廃棄物の円滑な処理について	通知等	8月12日
てき丸君News-第72号(2020.8.7)	全産廃連広報	8月7日
廃棄物の収集運搬作業における新型コロナウイルス感染症対策についての動画の周知について	通知等	8月4日
「山形ゼロ災3か月運動・2020」への参加について	協会事業	8月3日
建設汚泥処理物等の有価物該当性に関する取扱いについて	通知等	8月3日
第2次労働災害防止計画を推進するための労働安全衛生標語の選考結果について	通知等	8月3日
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について	通知等	7月28日
産業廃棄物処理業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン	通知等	7月20日
令和2年度(第71回)全国労働衛生週間に関する協力依頼について	通知等	7月20日
今後の催物の開催制限等に係る周知について	通知等	7月20日
令和2年度労働災害防止計画	協会事業	7月16日
令和2年度「新・生活様式」CO ₂ 削減推進事業(空調設備更新等支援)の実施について	通知等	7月14日
てき丸君News-第71号(2020.7.14)	全産廃連広報	7月14日
企業等における感染防止対策の徹底について	通知等	7月9日
今後の催物の開催制限等に係る周知について	通知等	7月20日

編集後記

新年あけましておめでとうございます。会員の皆様におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、昨年2月にダイヤモンドプリンセス船内による新型コロナウイルス（COVID-19）陽性が確認されてから、瞬く間に全国に感染者が広がり、3月末には山形県にも感染者がでました。それからというもの世の中は新型コロナウイルス一色に染まりました。生活様式も一変し、うがい手洗い消毒とマスク着用が普通となり、密閉・密集・密接の3密を避けるようになりました。毎年恒例の植木市、花笠パレード、大花火大会、芋煮会フェスティバルが中止若しくは規模が縮小となり、2020東京オリンピック・パラリンピックが今年に延期となりました。今年は是非、東京オリンピック・パラリンピックが開催されることを、切に希望したいものです。

2021年には早急に新型コロナウイルスが終息し、以前の生活に早く戻れるように、また、会員皆様の益々の御繁栄と御健勝御多幸を心よりご祈念申し上げます。

編集委員会委員 蛇子 幸治



◆ 循環やまがた編集委員 ◆

編集委員長	岡崎 信 広	(有) 岡崎清掃社
編集委員	蛇子 幸 治	(株) こすもす清掃
	大宮 拓 也	(株) クレンズ興産
	斎藤 健	(株) マルコウ環境
	西原 政 範	(有) 中央清掃
	登坂 誠	(株) 登坂商店

循環やまがた 77号

令和3年1月18日発行

編集：「循環やまがた」編集委員会
発行：一般社団法人山形県産業資源循環協会
〒990-0041
山形市緑町一丁目9-30 緑町会館6F
TEL 023-624-5560 FAX 023-624-5360

編集協力・印刷：コロニー印刷（山形福祉工場）

令和2年度

2020年12月1日 ▶ 2021年4月30日

安全衛生教育促進運動

事業主の皆さん!

労働安全衛生法により

雇入れ時教育 職長等教育 技能講習 特別教育

などが義務づけられています。

ストップ
STOP
労働災害

製造業における職長の能力向上
教育カリキュラムが策定されました!

すべての業種で、職長(班長・作業リーダー等)は
現場の安全衛生管理のキーパーソンの存在です。
定期的に知識・ノウハウをブラッシュアップしましょう。



正しい知識で 職場を安全・健康に!

労働災害を防止するためには、雇入れ時教育、職長等教育、作業内容変更時教育、特別教育等を徹底するとともに、安全推進者、化学物質管理者、産業保健スタッフ、管理職などに対する安全衛生教育、情報機器作業従事者・管理者に対する労働衛生教育、職長等を含めた安全衛生業務従事者に対する能力向上教育などを推進することが大変重要となります。

「新たな生活様式」の下での教育研修の実施、オンライン研修の適切な利用などを通じ、計画的に安全衛生教育を促進・支援することが大切です。

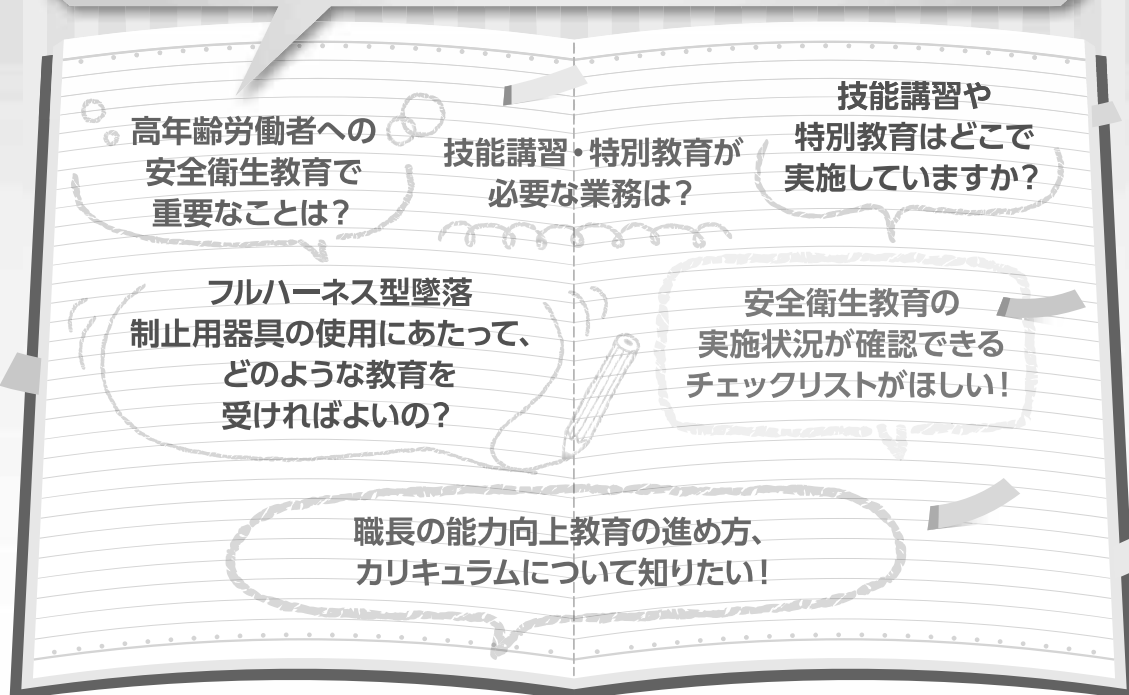
※ 新型コロナウイルス感染症の拡大を防止しながら、職場の安全と健康を守る取り組みを進めることが求められています。教育に際しては、適切な感染予防対策を講じましょう。

主唱：中央労働災害防止協会 後援：厚生労働省



安全衛生教育促進運動とは

労働災害防止のために不可欠な安全衛生教育、特に労働安全衛生法に基づく教育等を促進するため、中央労働災害防止協会(中災防)が主唱し、厚生労働省の後援のもと、業種別労働災害防止協会や都道府県労働基準(労務安全衛生)協会(連合会)等および全国的な安全衛生関係団体が一体となって展開している運動です。

中災防は2018年度を初年度とする国の第13次労働災害防止計画や、国の「安全衛生教育等推進要綱」(2016年10月12日付け基発1012第1号)の趣旨を踏まえ、この運動を広く展開していくこととしています。



安全衛生教育促進運動サイトをご覧ください。

詳しくはこちら  [安全衛生教育促進運動](#) で [検索](#) 

安全衛生教育に関する相談窓口はコチラ

《中央労働災害防止協会 安全衛生教育相談窓口》

電話 **03-3452-6296** (中災防本部)

メール jisha-soudan@jisha.or.jp

協賛団体

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、都道府県労働基準(労務安全衛生)協会(連合会)、一般社団法人新潟県労働衛生医学協会、一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会、一般社団法人仮設工業会、一般社団法人全国登録教習機関協会、一般社団法人日本クレーン協会、一般社団法人日本ボイラ協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、公益財団法人安全衛生技術試験協会、公益財団法人産業医学振興財団、公益社団法人建設荷役車両安全技術協会、公益社団法人産業安全技術協会、公益社団法人全国労働衛生団体連合会、公益社団法人日本作業環境測定協会、公益社団法人日本産業衛生学会、公益社団法人日本保安用品協会、公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会、高圧ガス保安協会、日本労働災害防止推進会、一般社団法人安全技術普及会、一般社団法人セーフティグローバル推進機構 (順不同)

第2次労働災害防止計画推進標語

作って認識、守って安心、 安全衛生規程



安全衛生規程を作成しよう!

連合会では事業者が安全衛生規程を作成するための支援ツールを用意しておりますので、ぜひ活用ください。

産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説



安全衛生規程作成支援ツール



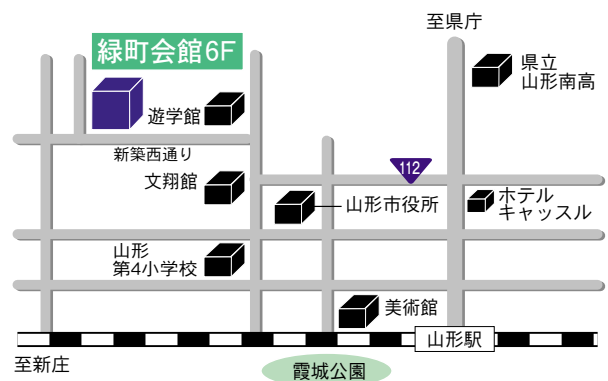
公益社団法人 全国産業資源循環連合会

一般社団法人山形県産業資源循環協会

循環 **やまがた** 77号
令和3年1月発行

編集：『循環やまがた』編集委員会
発行：一般社団法人山形県産業資源循環協会

〒990-0041
山形市緑町一丁目9-30 緑町会館6F
TEL.023-624-5560 FAX.023-624-5360
編集協力・印刷：コロニー印刷（山形福祉工場）



一般社団法人 **山形県産業資源循環協会**